

# 高知県農薬管理指導士認定事業実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、高知県農薬管理指導士認定事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、農薬管理指導士の認定に必要な事項を定めるものとする。

(研 修 等)

第2条 要綱第5条第1項に規定する養成研修のカリキュラムは、別表第1を基準に認定委員会において毎年度定める。

2 要綱第5条第2項に規定する更新研修のカリキュラムは、別表第2を基準に認定委員会において毎年度定める。

3 前項の規定にかかわらず県の実施する安全使用等に係る研修をもって、これに代えることができる。

4 研修の実施については、高知県植物防疫協会に委任するものとする。

(認定試験)

第3条 要綱第6条に定める認定試験の内容及び合否基準等は、別表第3を基準に認定委員会において定める。

(養成研修及び認定試験の免除)

第4条 要綱第5条に定める養成研修及び第6条に定める認定試験の免除を希望する者は、別記第4号様式による申請書に団体等の認定した資格証又はそれに準ずるものの写しを添えて知事に提出するものとする。

(農薬管理指導士認定申請手続等)

第5条 新たに農薬管理指導士の認定を受けようとする者は、農薬管理指導士認定申請書（別記第1号様式）及び2年以上の実務経歴証明書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 農薬管理指導士の認定を更新しようとする者は、認定更新申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(認定証の様式)

第6条 要綱第8条第1項に規定する別に定める認定証は、別記第5号様式によるものとする。

(認定証の返納)

第7条 農薬管理指導士が、要綱第9条の規定により認定の取消しを受けた場合は、認定証を速やかに知事に返納するものとする。

(雑 則)

第8条 この要領に定めるもののほか農薬管理指導士認定事業実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和63年2月26日から施行する。

改正 平成 7年 8月 21日  
平成 14年 10月 31日  
平成 21年 9月 30日  
平成 30年 11月 2日  
令和 4年 8月 3日  
令和 4年 11月 24日

別表第1（第2条関係）

高知県農薬管理指導士養成研修カリキュラム

（科 目）

植物防疫一般

農 薬 一 般

関 係 法 令

病虫害・雑草防除

農薬の安全評価及び各種基準

農薬の安全使用危被害防止対策

農薬管理指導士の役割

別表第2（第2条関係）

高知県農薬管理指導士更新研修カリキュラム

（科 目）

植物防疫一般

農 薬 一 般

関 係 法 令

病虫害・雑草防除

農薬の安全使用危被害防止対策

農薬管理指導士の役割

別表第3（第3条関係）

高知県農薬管理指導士認定試験

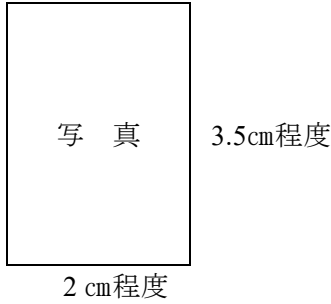
試験時間 60～90分

試験問題 25問 5者択一方式

合格基準 100点満点の70点以上

別記第1号様式（第5条関係）

## 農薬管理指導士認定申請書



年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所  
郵便番号  
電話番号  
フリガナ  
氏 名  
生年月日

勤務先 住 所  
名 称  
郵便番号  
電話番号

高知県農薬管理指導士の認定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 2年以上の実務経験証明書（別記第2号様式）：1部

別記第2号様式（第5条関係）

## 農薬取扱実務経験証明書

フリガナ

氏名

生年月日

上記の者は、 年 月 日から 年 月 日まで

農薬の販売

防除指導 の実務についていることを証明します。

防除業務

年 月 日

高知県知事 様

所属団体、組織等の所在地

所属団体、組織等の名称

代表者氏名

別記第3号様式（第5条関係）

## 農薬管理指導士更新申請書

年 月 日

高知県知事 様

申請者 認定番号

住 所

郵便番号

電話番号

フリガナ  
氏 名

生年月日

勤務先 住 所

名 称

郵便番号

電話番号

高知県農薬管理指導士の更新申請を申請します。

別記第4号様式（第4条関係）

高知県農薬管理指導士認定に係る  
養成研修、認定試験免除申請書

年 月 日

高知県知事 様

申請者 認定番号  
フリガナ  
氏 名  
勤務先 住 所  
名 称  
郵便番号  
電話番号

高知県農薬管理指導士認定事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記の書類  
を添えて申請します。

記

- 1 資格証又はそれに準ずるものの写し：1部

# 農薬管理指導士更新研修猶予申請書

年 月 日

高知県農業振興部環境農業推進課長 様

認定番号

フリガナ

氏 名

所 属

業務都合のため、 年度農薬管理指導士更新研修を受講できませんので、  
次年度まで猶予いただきますようお願いいたします。